

平成26年度川崎市消費生活モニター終了式報告

※日 時：平成27年3月13日（金）

午後2時00分～4時20分

※会 場：産業振興会館9階第3研修室

1 参加者：32名

2 次 第：開式

あいさつ

モニター活動報告

講座 テーマ

「落語で学ぶ悪質商法～だましの手口を落語で学ぼう～」

講師 夢見亭わっぱさん

消費者行政センター実施事業の評価について

消費者団体の紹介

閉式



【内 容】

☆モニター活動報告☆

平成26年度消費生活モニター活動報告書に沿って、1年間の活動内容をふりかえりました。

☆ 講 座 ☆

「落語で学ぶ悪質商法

～だましの手口を落語で学ぼう～」

講師 夢見亭わっぱさん

送り付け商法や最近の悪質商法に関するお話を、笑いを織り交ぜながらわかりやすくお話していただきました。



☆消費者行政センター実施事業の評価について☆

推進計画に基づき平成26年度に実施した事業（5事業：①消費生活モニター②消費生活展③消費者強調月間④くらしのセミナー⑤かしこい消費者連続講座）について、消費者行政センター職員がその経過を説明し、モニターの皆さんにその実績を評価していただきました。

☆消費者団体の紹介☆

「川崎市消費者の会」

松井会長

梶ヶ谷副会長



(松井会長)

私どもは川崎市消費者の会と申しまして、川崎市内にある市民団体の1つでございます。私どもの会は皆さんと同じように消費生活モニターを終了した私たちの先輩方が、せっかくモニターとして消費者問題の色々な事を学んだので、このままで終わるのは勿体ない、もう少し勉強して活動していきましょうという事で、1969年に立ち上げた会です。現在では会員が71名おります。その中にはモニターを終了なさった男性の会員が2名、私達女性会員を支えて下さっています。活動の細かい内容ですが、皆さんに今日お配りしております、「消費者だより」がありますので私と代わりまして副会長の梶ヶ谷から説明させていただきます。モニターを終了した皆さんにはどうぞ消費者教育推進の担い手となっていただき、地域の中でご活躍して頂ける事を願っております。本日はご終了おめでとうございました。

(梶ヶ谷副会長)

梶ヶ谷と申します。本日はご終了おめでとうございました。私どもの会は「消費者だより」を2ヶ月に1回、年6回発行しております。今回は「公正取引委員会」へ2月に見学に行きました。私も見学するのは初めてで、テレビやラジオのニュースで名前を聞いていても実際どんな事をやっているのか分からないのですが、こういう会がありますと実際に見学する機会があり、大変勉強になります。他にも私どもの会は地場産を使った料理教室や生活に密着した活動を行っておりますので、ご興味を持たれた方のご参加をお待ちしております。以上です。

(松井会長)

この「消費者だより」には2ヶ月分の活動をご報告させて頂いております。会で独自に主催しているのもありますが、神奈川県内の消費者団体と連携をとりまして、学習・情報交換等を行っております。例えば「ごえん楽市」というボランティア・市民活動フェアが、毎年1月に中原市民館で開催されておりますが、そこに毎年、私どもの団体も出展させて頂いております。こういった色々なイベントや、勉強会に出ているものを消費者だよりに掲載しまして、会員の皆さんにお配りしております。

最後に総会のご案内ですが、4月24日（金）午前10時から中原市民館で開催いたしますので、ご興味・ご関心がおありでしたら是非いらして下さい。「川崎市消費者の会」がどういう会かなという様子をお分かりになるのではないかと思います。これを読んで頂いて、「会費っていくらかかるの」、「これ以外にどんな事やっているの」、などお聞きになりたければ、どうぞ遠慮なさらずにお問合せ下さい。どうぞ皆様、これからのご活躍、お体に気をつけてお過ごし頂ければと思います。

簡単ではございますが、消費者の会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

